

**袋井市中小企業等経営力強化支援補助金  
よくあるご質問**

**【概要】**

Q1. 制度の概要について教えてください。

A1. 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者の経営力の強化を目的に、新型コロナウイルス感染症を起因とする企業活動の課題解決のため、販路開拓や業務効率化の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度です。

<補助制度概要>

補助率 2/3    1事業者あたり上限 50万円

Q2. 補助対象となる期間はいつからいつまでですか？

A2. 令和2年4月1日以降に着手し、12月28日までに事業を実施し、令和3年2月1日までに支払が完了したものが対象です。

Q3. 申請期間はいつからいつまでですか？

A3. 2021年（令和3年）2月1日（郵送の場合、当日消印有効）までですが、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

Q4. 補助金の対象者について教えてください。

A4. 袋井市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等が対象となります。

（中小企業者等）

業種		以下のいずれかを満たすこと	
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦を除く）	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業	5千万円以下	100人以下
④	小売業	5千万円以下	50人以下
⑤	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下

⑥	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦	旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧	財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)		
⑨	特定非営利活動法人		
⑩	社会福祉法人		
⑪	医療法人		
⑫	宗教法人		

### 【補助対象経費について】

Q5. どんな経費が対象となりますか？

A5. 下表のうち、販路開拓事業又は、業務効率化事業に資する費用が対象です。

費目	内 容	備 考
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入、改良等に要する経費 (例) ・新規ソフトウェア導入に伴うパソコン・タブレットPC及び周辺機器 ・自動券売機、受付ロボット など	新規ソフトウェア導入に伴うパソコン・タブレットPC及び周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等）の購入費用も対象
システム導入費	事業の遂行に必要なソフトウェア等の購入に要する経費	
車両購入費	販路開拓のために利用する車両の購入に要する経費	キッチンカー、移動販売車のみを使用する車両に限る
広告宣伝費	事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費（インターネットショッピングモール等への出店を含む。）	
賃借料	事業遂行に必要な車両のレンタル料若しくはリース料として支払われる経費又は会場使用料	
開発費	新商品・新サービス・新技術開発の試作や包装パッケージの試作品の作成に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費	販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は対象外
専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	
専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費	
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費	自ら実施することが困難な業務に限る

外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費	店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る
その他	上記の他、市長が特に必要と認める経費	

Q 6. 具体的にどのような事業が対象となりますか？

A 6. 下記の事業が対象事業として想定されます。

**【販路開拓事業】**

- ・新商品、新サービス、新技術の開発等の試作
- ・ビジネスモデル転換に係る店舗のリニューアル
- ・ECビジネスの開始
- ・新たにキッチンカー等を購入し、移動販売を開始
- ・販路開拓、ブランディングに関するコンサルタントの導入

**【業務効率化事業】**

- ・紙ベースでの稟議書の決裁を電子化する電子決裁システム等の導入
- ・キャッシュレス決済システムの導入
- ・少人化のための自動券売機や受付ロボットの導入
- ・在庫管理システムや労務管理システム等のソフトウェアの導入
- ・WEB会議システムの導入
- ・働き方改革等に関するコンサルタントの導入

Q 7. 袋井市外で実施した事業については、補助対象となりますか？

A 7. 袋井市内に有する主たる事業所で実施した経費が対象となるため、袋井市外で実施した事業については、対象外となります。

Q 8. 販路開拓事業、事業効率化事業をどちらも実施する場合は、それぞれの事業に対して補助金をもらえますか？

A 8. 1事業ごとではなく、1事業者ごとに対して1回限りの申請となります。どちらも実施する場合は、合算して1回の申請でご提出ください。

Q 9. パソコンやタブレットの購入は可能ですか？

A 9. ECビジネスの開始やWEB会議システムの導入など、販路開拓や業務効率化の事業を実施するために必要となることが明確な場合は可能です。単なる機器の更新、事業の目的外で使用する場合は、対象外となります。

Q10. 市外にある店舗とWEB会議ができる環境を構築する際、市外店舗に導入するパソコン等の購入費は対象となりますか？

A10. 市外の店舗で導入するものは対象外となります。

Q11. 既存のソフトウェアの更新は補助対象となりますか？

A11. 単なるソフトウェア・システムの更新は対象外となります。業務の効率化に資する既存ソフトウェア・システムの新機能追加に係る費用は、補助対象となります。

Q12. ソフトウェアのランニングコストは補助対象となりますか？

A12. ソフトウェアの購入に係る費用のみが対象となりますので、ランニングコストは補助対象外となります。

Q13. 移動販売用途での軽乗用車、軽トラックの購入費は補助対象となりますか。

A13. 移動販売のみでの使用が明確でない汎用性の高い車両の購入費は対象外です。移動販売用に改修した車両であれば対象となります。

Q14. 中古車の購入費は補助対象となりますか。

A14. キッチンカー又は移動販売のみでの使用が明確であれば対象です。

Q15. 会社のPRのためのチラシ・ポスター作成費は補助対象となりますか。

A15. 補助事業に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが対象となりますので、単なる会社のPRや営業活動に活用される広告宣伝費は対象外となります。

Q16. 広報用に作成したノベルティは、補助対象となりますか？

A16. ノベルティ単体で補助事業の広報に繋がるものであれば、対象となります。

Q17. 既存のチラシ・ポスター・リーフレット、ホームページのリニューアルは、補助対象となりますか？

A17. リニューアル（新商品・サービス等の掲載）することで、ターゲット層が変わるなど販路開拓につながるものであれば対象となります。販路開拓に繋がらない、単なるデザインの変更等は対象外となります。

Q18. 家賃の支払いは補助対象となりますか？

A18. 販路開拓や業務効率化の取組として、新たに物件を借り上げる場合の家賃は対象となります。ただし、事業期間（令和2年4月1日～令和2年12月28日）内の家賃のみが対象となります。

Q19. 補助事業に必要な機械装置等費をレンタル又はリースする場合は、対象となりますか？

A19. 事業期間（令和2年4月1日～令和2年12月28日）内のレンタル料又はリース料のみが対象となります。

Q20. 専門家に支払う旅費は、どのような交通手段でも補助対象となりますか？

A20. 移動に要する経費については、公共交通機関を用いた最も経済的および合理的な経路によるものが対象となります。タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等の公共交通機関以外の利用による旅費は対象外となります。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外となります。

### 【申請について】

Q21. 申請から交付までの流れは？

A21. ①袋井商工会議所又は浅羽町商工会の経営指導員に事業の相談に行き、事業概要書（別紙1）の所見を記入してもらいます。

②袋井商工会議所又は商工会に提出された事業概要書を市で審査します。

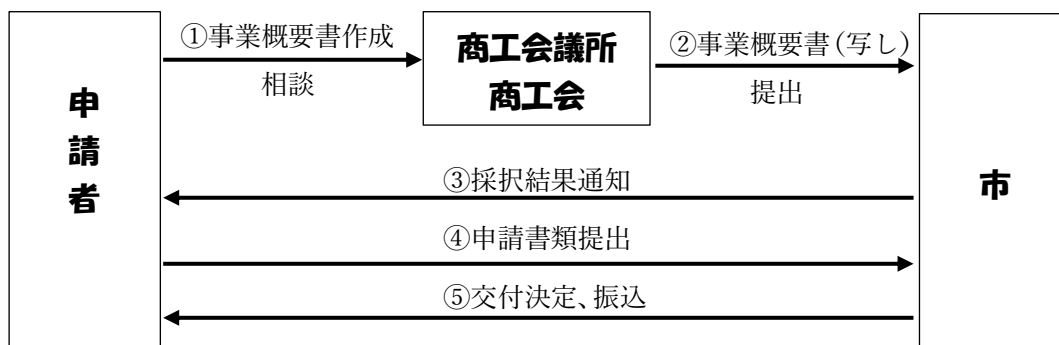
③事業概要書の審査をし、市から採択結果をお知らせします。

④採択通知を受けた後、申請書類を郵送で産業政策課までお送りください。

⑤市にて申請書類を審査した後、交付決定します。

※交付決定から振込まで1か月程度時間を要しますのでご了承ください。

### 申請の流れ



Q22. 商工会議所・商工会の会員でないが、申請可能ですか？

A22. 可能です。なお、申請書類である事業概要書（別紙1）に袋井商工会議所又は浅羽町商工会の経営指導員の所見が必要となりますので、会員非会員関わらず、各所の経営指導員に相談してください。

Q23. 会議所又は商工会への事業概要書の提出は、郵送可能ですか？

A23. 直接窓口で事業概要書（別紙1）の作成について支援を受けてください。

Q24. 申請すれば必ず交付されるか？

A24. 申請後、審査を行った上で、交付を判断します。また、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

Q25. これから購入するものについては、見積書による申請は可能ですか？

A25. 未購入の場合は、見積書ではなく、商品の契約書又は発注書、注文書などで事業の実施が確認できるものをご提出ください。また、事業完了後は速やかに（令和3年2月1日までに）、支払ったことが分かる書類の写し一式をご提出ください。

Q26. 既に実施した事業について、申請は可能ですか？

A26. 可能です。2020年（令和2年）4月1日以降に実施した事業が対象となります。

Q27 改修工事を12月1日に契約したが、工期が遅れて令和3年2月1日以降になる場合でも支給対象となりますか？

A27. 申請期限である令和3年2月1日までにすべての申請書類をご提出いただく必要があることから対象外です。

Q28. 支払い確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか？

A28. 対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類が無い場合は認められません。再発行などで対応してください。

Q29. 事業実績書に添付する写真はどのような写真が必要ですか？

A29. 単に購入した物の写真ではなく、実際に事業を実施した様子がわかる写真を添付してください。事業の実施が明らかでない場合は、不交付となる場合があります。

Q30. 契約書は必要ですか？

A30. 契約書がなくても、領収書に品目や数量、単価、消費税が記載されていれば領収書のみでも構いません。なお、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは認められないため、契約書等の内訳が分かる書類が必要です。

Q31. 同じ代表者名で異なる法人がある場合、それぞれ申請は可能ですか？

A31. それぞれが補助対象の条件を満たしていれば可能です。

Q32. 他の補助金を活用する予定ですが、申請可能ですか？

A32. 同一の事業内容で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。

Q33. 申請はどのように行えばよいですか？

A33. 必要書類を下記宛先まで簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法でご郵送ください。申請期日は令和3年2月1日（月）の消印有効となります。必要書類等の詳細については、「袋井市中小企業等経営力強化支援補助金募集要領」をご確認ください。

(宛先)	〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所 産業政策課産業労政室 「中小企業等経営力強化支援補助金」受付
------	--